

きょうと地域創生府民会議規約

(名称)

第 1 条 この会は、きょうと地域創生府民会議（以下「府民会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 府民会議は、府民一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府を目指して京都の新しい魅力や価値のある文化を創造する活動及び広く府民参加で行われる活動（以下「きょうと地域創生活動」という。）を推進することを目的とする。

(構成)

第 3 条 府民会議は、前条の目的に賛同する機関及び団体（以下「構成団体」という。）で構成する。

(事業)

第 4 条 府民会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) きょうと地域創生活動の気運醸成及び実践活動の普及に関すること。
- (2) きょうと地域創生活動への参画に関すること。
- (3) 関係機関・構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、きょうと地域創生活動の推進に関すること。

(役員)

第 5 条 府民会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 35名以内
- (4) 監 事 3 名

2 会長は、総会で選任する。

3 副会長、理事及び監事は、構成団体の代表者等の中から総会の同意を得て会長が委嘱する。

4 会長は、府民会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 理事は、府民会議の業務について審議し、執行する。

7 監事は、府民会議の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、総会で後任の役員が選任されていない場合に限り、

任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。

- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

第 7 条 府民会議に顧問・参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。
- 4 参与は、重要な会務に参与する。

(会議)

第 8 条 府民会議の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、構成団体の代表者で構成し、会長が招集して議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 役員の選任に関する事。
- (5) その他重要事項に関する事。

3 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、会長が招集して議長となり、次の事項を審議決定する。

- (1) 会務の執行に関する事。
- (2) 部会への付託事項に関する事。
- (3) 構成団体の入会、退会に関する事。
- (4) その他会長が必要と認めた事。

4 前2項の規定にかかわらず、会長が公務その他やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、副会長のうちから互選された者が、当該会議の議長となるものとする。

5 会議の議事は出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面又は電磁的方法による審議決定)

第 9 条 この規約により会議において審議決定をすべき場合において、天災その他の事由により会議を招集することが困難又は不適當となったとき会長が認めるときは、書面又は電磁的方法(以下「書面等」という。)による審議決定をすることができる。

2 この規約により会議において審議決定をすべきものとされた事項については、総会にあっては構成団体の代表者であって書面等により賛成又は反対の意思を表示したものの過半数、理事会にあっては副会長及び理事の過半数の書面等による合意があったときは、書面等による審議決定があったものとみなす。

3 前項の規定による審議決定は、会議の審議決定と同一の効力を有する。

(部会等)

第 10 条 きょうと地域創生活動を推進するため、府民会議に部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、理事会に諮って会長が別に決める。

(委員会)

第 11 条 きょうと地域創生活動を推進するため、府民会議に企画委員会又は専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。

(会長の専決)

第 12 条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき又は審議決定をすべき事項が軽易なものであるときは、この規約により会議において審議決定をすべきものとされた事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(経費)

第 13 条 府民会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 14 条 府民会議の収支予算は総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 府民会議の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第 16 条 府民会議の事務局は京都府庁内に置く。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、府民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成元年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年3月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年10月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月12日から施行する。